

三条地域水道用水供給企業団 水安全計画

概要版

令和2年1月

はじめに

三条地域水道用水供給企業団では、平成8年（1996年）の供給開始以来、安心しておいしく飲める水道水を安定供給するために努めてきました。

水道水質に関する住民の関心が高まる傾向にある中で、より安全性の高い水道水を供給するための水道システムづくりを目指すため、「三条地域水道用水供給企業団水安全計画」を策定しました。

水安全計画とは

水安全計画とは、世界保健機関（WHO）が推奨する食品衛生管理の方法であるHACCP（ハサップ）の考え方を水道に取り入れたもので、水源から調整池（用水供給）の間にある様々な危害を未然に防ぐために、どこを重点的に監視するか、またもし危害が起きてしまった場合にどのように対応するかを前もって決め文章にしたものです。

※HACCPとは食品の安全性を確保する管理手法

Hazard Analysis（危害・分析）

食品の製造・出荷までの各工程において、予め危害を予測・分析する。

Critical Control Point（重要・管理・点）

危害を管理できる重要管理点で重点的に管理する。

計画の構成

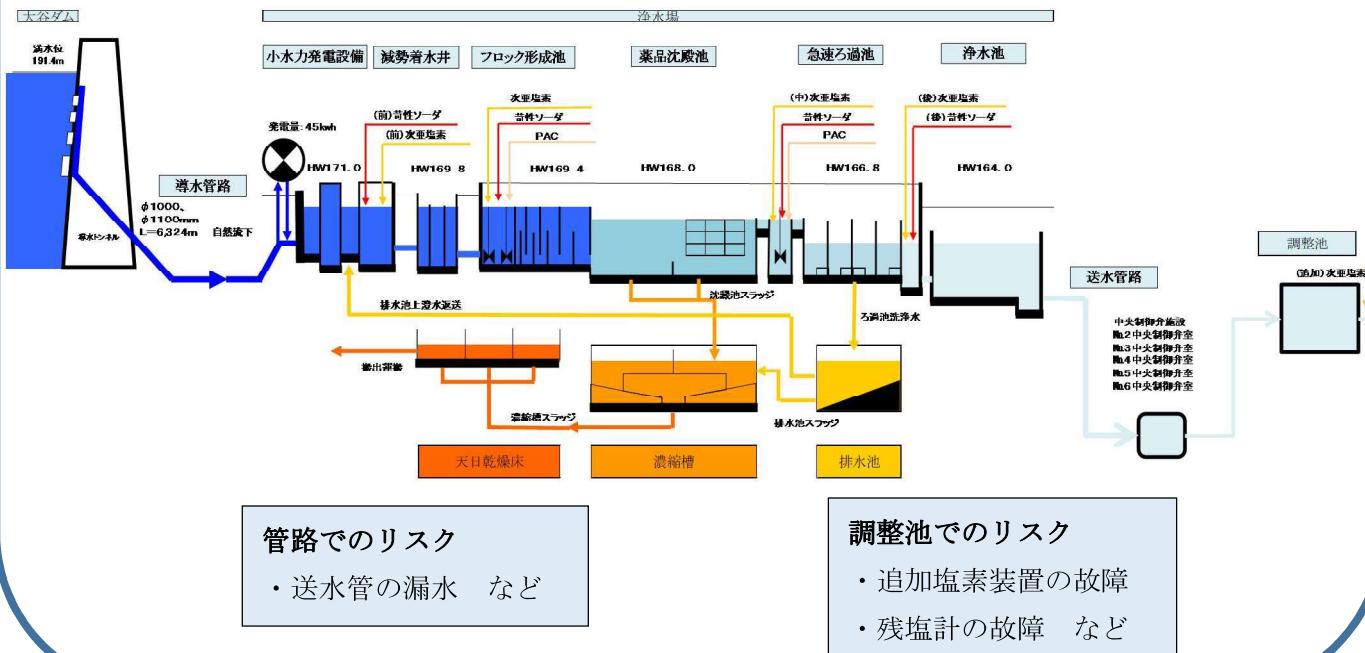
1 危害の抽出

水源でのリスク

- ・豪雨時のダム水濁度上昇
- ・渴水での水質悪化
- ・有害物の不法投棄 など

浄水場でのリスク

- ・薬品注入設備の故障
- ・連続水質計器の異常 など



管路でのリスク

- ・送水管の漏水 など

調整池でのリスク

- ・追加塩素装置の故障
- ・残塩計の故障 など

危害抽出

水源から調整池までの水道水質に影響を
与える危害を抽出（133種類）

2 危害分析

抽出した危害（133種類）のリスクレベル（発生頻度と影響程度）を評価し、危害の監視方法や関連した水質項目、リスクレベルに応じた対応策を整理。

3 危害への対応方法の設定

重要な危害について、対応方法をマニュアル化して、手順、行動、責任及び権限、連絡体制等を整備。

4 水安全計画の運用と効果

策定後の運用

危害の発生や設定した管理基準を逸脱した場合は、対応マニュアルに基づき対応。

水安全計画で設定した危害や管理基準及び対応マニュアルについては、PDCAサイクルを用いたリスクマネジメントにより継続的なレベルアップを図る。

PDCAサイクルによるレベルアップ

Plan 計画

- ・リスク分析
- ・管理措置、監視方法、対応措置の策定

Do 実行

- ・リスク発生時の管理措置、対応措置による影響の低減・防止
- ・記録の作成・管理

Action 改善

- ・管理措置、監視方法、対応措置の見直し
- ・マニュアルの見直し

Check 評価

- ・記録の確認
- ・リスク分析の再評価

効果

より安全で良質な水道用水を安定供給します。